

令和5年度 第2回 摂津市都市景観まちづくり審議会 議事録

1. 日 時 令和5年7月3日(金) 午後3時30分～5時

2. 場 所 摂津市役所 3階 301会議室

3. 出席者 委 員7名出席

4. 案 件 諮 問

説 明 ①都市景観形成地区(案)

②都市景観形成地区景観形成基準(案)

③今後のスケジュール

**【事務局】**

それでは、皆様お揃いになりましたので、「第2回 摂津市都市景観まちづくり審議会」を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日の司会を務めます、都市計画課長の杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員8名のうち7名のご出席をいただいておりますので、摂津市都市景観まちづくり審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本委員会は成立しますことを、ご報告させていただきます。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元のファイルをご覧ください。まず、本日の「次第」、「配席表」、次に、資料ですが、資料番号は前回の続きとさせていただきますので、資料6からでございます。

資料6 千里丘駅西地区都市景観形成地区の区域図及び都市景観形成基準(案)

資料7 再開発事業に関するパース・配置図・立面図

資料8 パワーポイント資料

以上ですが、ご不足がありましたらお申し出下さい。

それでは、ここから本日の議事に入らせていただきます。

議事進行は、規則第6条第1項に基づき、若本会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

**【会長】**

はい。皆さん、こんにちは。

それでは本日の議事に入りたいと思います。

前回と同様、皆さんと十分議論をしたいと思いますので、どうぞ今日もよろしくお願いいたします。

そうしましたら次第に沿って進めたいと思います。まずは、2の諮問ですね。

**【事務局】**

それでは本審議会の諮問事項につきまして、武井部長から諮問を申し上げます。

～諮問～

【事務局】

ありがとうございました。

【会長】

この審議会では、この諮問に対する答申を作るということになりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。  
そうしましたら引き続き、3番の説明を事務局よりお願ひいたします。

【事務局】

それでは説明を始めさせていただきます。

スクリーンの内容は本日配布させていただいております資料8と同じものですので、そちらもご参照ください。  
まず最初に、既にご覧になった方もいらっしゃると思いますが、千里丘駅西地区の完成イメージのVR動画をご覧ください。

～動画再生開始～

こちら動かせます。ムービーで設定しているのではなく、今、手で動かしている状態です。  
動かせば360度全部見ることができます。

～動画再生終了～

といったようなものになっております。

こちらYouTubeに公開しておりますので、皆さんにも個別にご覧いただくことができますので、また機会があればご覧いただければと思います。

では、中央に設置しております模型、資料7のイメージパース・配置図・立面図を参考とし、説明を開始させていただきます。本日、説明させていただきます内容は、1. 都市景観形成地区(案) 2. 都市景観形成地区景観形成基準(案) 3. 今後のスケジュールについての3つでございます。質疑応答の方は後でまとめてさせていただきます。

それでは、1、都市景観形成地区(案)の説明に入らせていただきます。

都市景観形成地区としましては、再開発事業の施行区域であるオレンジ色の線で囲まれた部分を、千里丘駅西地区における都市景観形成地区に指定したいと考えています。

今後の審議会でご議論いただく景観の基準につきましては、この地区での建築物や工作物、広告物などに適用されるものとなります。

都市景観形成地区の指定の理由としましては、千里丘駅西地区は、市街地再開発事業により住環境と都市機能の充実により新たな賑わいを創出する拠点を形成する地域であり、公共空間と施設が一体となって良好な景観形成を図るため、本地区を都市景観形成地区に指定するものでございます。

続きまして、2. 都市景観形成地区景観形成基準(案)の説明をさせていただきます。

基本方針としましては、「賑わいや緑が感じられるとともに、周辺環境に配慮した質の高い景観形成を目指します。」としております。

それでは内容に入らせていただきます。

まずは、①建築物の形態、色彩、素材などです。形態ですが、「外壁は、分節化などにより圧迫感を軽減するよう配慮するとともに、街路景観の形成にも努める。また、外部から樋や給排水管、ダクトなどの設備類が見え難いよう配慮する。共同住宅の場合は、物干し、アンテナなどバルコニーから外部に見えないように工夫をする。屋上設備機器などが外部から見え難いよう配慮する。」としています。

②色彩、「外壁のベースカラー、外壁の多くを占める色彩は、Y、YR系を基本とする。」

③素材、「自然素材を取り入れるなど違和感の少ない材料を使用する。」

④建築物(商業施設)の低層部、「日よけテントを設置する場合は、通りの賑わいと品位を高めるデザインとする。また、色彩は建物に調和したものとす。閉店時は閉鎖性や圧迫感を軽減するとともに、不要な光を外部に発散させないなど、夜間の景観に配慮する。外壁側に透過性のあるガラスなどを使用したショーウィンドウを設けるなど、にぎわいのある空間づくりに努める。」といたします。

補足説明ですが、形態部分での説明でございます「分節化」とは、スライドの右の上の図のように無地の壁面ではなく、窓や出入口を複数作ったり、壁面にデザインを施すことにより、長大な壁面をなくし、圧迫感を軽減するものでございます。

②色彩での「Y、YR系」とは、机の上に配布しております色見本をご覧ください。左上にN、R、YR、Y、GY・・・と続いております。

このY、YRを基本としたベースカラーを外壁の色彩とするというものでございます。

以上が、(1)建築物の形態、色彩、素材などの項目でございます。

(2)～(4)について説明させていただきます。

(2)敷際、「道路・隣地と調和した材料を用いて、質感のある仕上げを行う。」

(3)敷地内の緑化、「積極的な緑化を行うとともに、シンボルツリーを配置するなど、植栽にめりはりをつける。」

(4)工作物、①デッキなど、「周囲と調和したデザインとし、ベースカラーは建物、周辺環境と調和する色彩を使用する。」

②塀など、「敷地境界には、垣又は柵は設置できない。」

③その他の工作物、「周囲と調和した色彩・デザインに努める。彫刻・モニュメントなどは、周辺環境を考慮した配置、デザインとする。」といたします。

ここでの「敷際」とは、敷地と隣地との境目付近のことを指しております。隣地と調和した材料を用いるということでございます。

補足説明ですが、「工作物」とは、土地に接着させて設置した人工物のうち建築物ではないものを指します。表にないもので例をあげますと、街灯や電柱、煙突、鉄塔などを指します。

また、看板も該当しますが、それは次の「広告物」にて別に基準をお示しさせていただきます。

それでは、(5) 広告物について説明させていただきます。

①全般、「住宅施設では掲出できない。地色は低彩度色を使用し、建築物や周辺環境に調和するデザインとする。ポイントカラーなどを使用する場合は、周囲との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。複数の広告を掲出する場合は、可能な限り集約化し、大きさ及びデザインを統一する。」

②壁面広告、「1壁面で掲出できる大きさは取付壁面の1/5以下とする。切り文字の面積は‘面’として算出する。」

③窓面広告、窓の内側から張り付けるものも含む。「閉鎖性や圧迫感を与えないよう配慮する。」

④独立広告、「高さは10m以下とする。大きさは30㎡以下とする。」といたします。

例として、スライドには壁面の広告、窓面広告、低彩度色について色のグラデーションを並べさせていただいております。

⑤管理用広告物、自己の管理する土地又は建物に管理上の必要に基づき表示する広告物、「必要最小限とする。」

⑥広告物照明、「夜間の環境や景観に配慮した落ち着いたものとする。」

⑦掲出できない広告物、「屋上広告、アドバルーン、はり紙などは掲出できない。蛍光色・ネオン管・反射板を使用したもの、点滅広告物は使用できない。」といたします。

スライドには独立広告の例と管理用広告の例も示させていただいております。

最後に(6)から(10)を説明させていただきます。

(6) 駐車場・駐輪場、「外壁や植栽で囲むなど、目立たせないようにする。」

(7) ゴミ置き場、「壁面後退区域には設置できない。建物内部に設置し、清掃など維持管理に努める。建物と別に設置する場合は、位置を考慮し、建物と一体的なデザインとし、屋外にあっては、屋根を設けること。動物が進入しないように工夫をする。」

(8) その他の付帯施設、「受水槽、電気室などの付帯施設は、建物内部に設置する。屋外に設置する場合は、植栽などにより外部から見えないように工夫をする。」

(9) 維持管理、「褪色や汚れには速やかに対処するなど維持管理に努める。」

(10) 自動販売機、「建物の内部に設置する。」

(6)の駐車場につきましては、資料7のパー스에あります建物の駐車場棟ではなく、奥の建物の平面駐車場を指しております。その場所を、「外壁や植栽で囲むなど、目立たせないようにする。」といたします。

質疑応答のページを挟んでおりますが、最後まで説明させていただいてから、質問とさせていただきたいと思っております。

今後のスケジュールについて説明させていただきます。

次回は8月の開催を予定しております。

そこで今回の意見を反映した都市景観形成基準をお示しし、再度議論していただければと考えております。

10月の審議会では、最終案をお示しできればと考えております。

そこでお示した案に対して答申をいただきまして、11月に都市景観形成地区の指定と、都市景観形成基準の策定を予定しております。

ですので、10月が千里丘駅西地区の都市景観形成地区指定に関する審議会の最終回と考えております。

以上が本日の説明となります。

**【会長】**

ありがとうございました。

そうしましたら質疑および意見交換に移りたいと思います。確認ですけど、全委員に事前説明されてますか。

**【事務局】**

いえ、しております。

**【会長】**

それでは、正直に答えてほしいのですが、さっぱりわからなかったという方いらっしゃいますか。

大体わかりましたか。日本語としてわかったというよりは、この景観を作るのに、この言葉が合致するんだみたいなことがわかっていただけかどうか。特に市民委員の方、質問すらできない状況だと議論にならないので、念のため確認です。わからないという方がいらっしゃったらよくわかる講義をここで撰津市さんをお願いしようかなと思ったのですが。

**【委員】**

最近、岸辺の駅前に、ショッピングモールとマンションの一体型の施設ができました。そのイメージで説明を聞かせてもらっていました。

**【会長】**

そうしましたら、通常の質疑応答、意見交換で進めましょうか。我々の方針で最後作る成果品はこのA3の資料の基準と区域です。そうしましたら、それぞれ質問をお受けしたいと思いますけど、せつかく模型があるので、立って模型を囲んで議論しましょう。

**【委員】**

VRでの一番最初のアプローチはエスカレーターですよ。エスカレーターを降りましたっていうあたりですか。

**【事務局】**

そうです。

千里丘駅から、駅前ロータリーを、空中で横断するデッキがございまして、ここから民間企業が建てる建物の周りにずっとデッキがあります。我々の計画としましては、この駅から直接駅前広場を横断して、そこから2階部分でデッキで繋がってエスカレーターで地上に降りると。もう一つは1階の店舗に用がある方は、このデッキからエスカレーターや階段で降りるということもできますので、例えばこの商業施設の2階の店舗でしたらそのまま直接このデッキを使ってお店に行けるというような、どちらも行きやすいようなかたちで、この商業施設の計画と、施設だけじゃなくてその施設の来客者の方の通路を作っております。デッキの階段に立つと、2階の店に行きたい方はそのまま行けますし、エスカレーターに降りて1階部分も行けるというような、どちらも行きやすいようなかたちですね。

**【委員】**

車いすの方もこの平面だとフラットでいけるということですね。

**【事務局】**

車椅子の方もこのまま駅のエレベーターで道路にも下りられますし、2階でしたらフラットに行けます。

**【会長】**

ちなみに景観というと公共の場からどう見えるかということのルール作りですね。この再開発の場合はこの案だと、公共の場というのはどれぐらいの範囲を考えてらっしゃいますか。例えばこの廊下は公共の場だということか。屋上のテラスとかね。そうすると、ちょっとずつ視点場でいろいろ立体的に出てくるんで、通常道路から見た風景とか、公園から見た風景ばかりを議論するんですけど、これは、どのあたりを考えましょう。特に広告とかね。

**【事務局】**

広告は基本的に外に見せるものになってくるので、壁面に対して何分の1とか、そういうふうにさせてもらってるので、駅前広場から見た部分が一つ広告としては一番大きく見える範囲になってくるとは思っています。

**【会長】**

各店舗の広告は、市として制限をどうするかですね。

**【事務局】**

話が具体的になってしまいうんですけども、各店舗のところも、今回は対象です。視点場のお話で言いますと、公共空間の道路からという話もあるんですけども、広告で窓面広告を書いているところで、閉鎖性や圧迫感を与えないよう配慮するというふうにしておりますのは、いわゆる視点場だけではなくて、今言いましたように商業施設の前を通るこのデッキというの、不特定多数の方が歩かれるところの認識もありますので、どちらかという、そういった部分も、景観の視点場として我々としては一定の制限をかける必要があるかというふうに思っておりますので、今回の窓面広告に関しても、このような形で制約させてもらっております。

簡単に言いますと、外から見たときの景観というのも当然大事ですけども、このビルを通行される方に対しての景観ということも含めた景観の基準だというふうに捉えていただいて、この基準を見ていただければと思っております。

**【委員】**

緑化の話で、積極的な緑化とありましたけれど、パースで、壁面緑化が結構してあったがグリーンが少なすぎませんか。

**【事務局】**

前回の会議でもお話しました民間事業者のほうで、今後その緑化計画の実施設計を最終詰めていくんですけども、我々としても積極的な緑化を求めていくという上で、特にこれだけ施設が詰まっておりますので、できる緑化というよりは壁面緑化とか、そういうところは積極的に求めていくべきかなと思います。

**【委員】**

どういう方向に誘導されるのか。

**【事務局】**

この景観の基準で、例えば積極的な緑化を行うということが一定基準としてご答申いただけましたら、その基準を元に、今後特定建築者の方へ積極的に緑化をするよう協力を求めていきたいとうふうに考えております。

**【委員】**

市の方の緑化率の基準はあるんですか。

**【事務局】**

この地区に関しましては、地区計画を定めていますけども、緑化率の規定まではしておりませんので、あくまでも大阪府の持っております緑化条例の基準になりますので、どちらかという緑化率という数字的な部分よりは、こういった基準をもとに我々のまちづくりの姿勢をですね、業者と共有していく。そういうかたちで進めていこうと思っています。

ただやはりこういう基準がないと、なかなか民間事業者の協力を求めていきにくいこともありますので、そういった目的で基準を盛り込ませていただいています。

**【委員】**

正雀停車場線側は、もう完全に裏という感じなんですけども、しょうがないんですか。

この入口は住宅施設の駐車場に降りて行くところですね。この手前あたりはどういうふうになったんですかね。

**【事務局】**

こちらに関しましては、ちょうどこちらのガードの側道から車の駐車場の出入口、いわゆる乗り入れと呼ばれるものなんですけど、車の出入りをこちらから行いますので、駐車一時停車空間とかそういったものがそこにできることになります。

**【委員】**

ここには商業施設はないんでしょうか。

**【事務局】**

ございません。完全に住宅部分のみとなります。

**【会長】**

低層部の商業施設部分の作り方は特出して作られているんですけど、なかなかこういう書き方されることはないんですよ。商業施設だけを書かれてるけれども、住宅側も緑化みたいなことだとか、あと、少しでも街並みに貢献できるような施設配置とかね、デザインを考えてくださいというのは、入れた方がいいかもしれないですね。

**【事務局】**

特に低層部というのが一番歩行者の方にとって、景観に与える影響が大きいので、今おっしゃったようにするというのは、住宅の低層部分というところに対しても配慮を求めていくような、そういうところは考えられますね。

【会長】

住宅のメインエントランスは、2階レベルですか。デッキレベルですか。

【事務局】

住宅のメインエントランスは、この駅からのデッキを渡りまして、このまま2階レベルですとデッキがございます。駅を利用しなくても、別で1階のこちらから入ることができます。

【委員】

住宅の正面といえばこちらになるのか。

【事務局】

そうなります。

【会長】

このあたりは1億とか2億の家ですよ。

そうするとちょっとそれにふさわしい、しつらえをやはり作っておかないと。

【委員】

緑化の話でいくと、素人考えだと、タワマンのグランドエントランスというと、割とやはり最近のトレンドとしては緑でいかに飾り立てるか。歩行者の観点で言っても、今ね、ここに全く緑がない。

だからここにね、やはり植え込みでも何でも緑があったら、この辺だったら殺伐としたところから緑のところに入っていきみたいな、歩行的にも今無いものがここにできたら駅前が良くなったなという印象はある。

【委員】

公告物では点滅が中心ですけども、LEDの設置とか、考え方は検討していますか。

【事務局】

デジタルサイネージ等は、基準には該当しないようなかたちで、設置できるように考えております。

【委員】

海外を見てまわったんですけども、大型の商業施設でのLEDの活用が、サインをある程度集約して小さくできるというかたちをとれるんです。

例えば、商業施設の入口の部分にLEDを付けてですね。それで、一つに抑え込んで反対側を緑化するとか。その中で、商業施設というやはり賑わいが非常に大切なので、街の賑わいをつける部分でも、やはりある一定の基準をもとに統一したかたちで付けることによって、ある程度集約したかたちが可能でないんじゃないかなと。

【事務局】

集約化の手法としてサイネージを使うということですね。



【委員】

特にソウルのカンナムでは、景観アドバイザーみたいなかたちで、屋外広告をすごく理解されてる方が統一したかたちの考えでやられてるケースが多いですね。その中で、逆に全体の資産価値が上がってくる。建物の資産価値を上げるために、そういう活用というのが非常に大切なのかなと思います。

サイネージなので、ある程度色は出す必要があると思うのですが、その中でも映像とか、また違う部分でも市の広報とか、そういったものも出せると思うので、そういったものをうまくやるような方向で検討されたらどうかなと思います。

【会長】

竣工は5年以内だとして、広告の出し方についても結構変わるでしょうね。

【委員】

従来までの日本はサイネージがかなり下火になって使われなかったんですけど、ここ2、3年で海外の事例の中で3Dに見えるような疑似3Dのそういった、今回難波の道頓堀でも、犬とか猫が出てやるようなかたちの大きなものができましたけど、新宿とかもですね。そういうLEDの活用というのは、海外が増えてきてやっと日本に導入されて、またその中でLEDがうまく活用されつつある状況もある。従来まで本当にLEDビジョンは駄目ですよという行政も結構あったんですけど、それよりも、それをうまく活用しながら、広告物をうまく集約しながら持っていくというやり方もある。

【会長】

そういうのが入り込む余地みたいなのを、この行政的な文章でどう表現するか。

【事務局】

可能な限りの集約化というところの手法の一つになっているのであればいいと考えています。

あとは、サイネージ自体が、景観的に優位に働くというような、風土になってきているかどうかですね。それであれば、行政としても否定することにはならないと思います。

【委員】

商業施設の名前だけで、こういうところにサイネージだけポンとつけることによって、あらゆる方向から見えます。でもそのサイネージである程度、例えばイベント関係とか、商業施設、そういった案内とか、そういったものもできると思う。

またそれを使って広告収入みたいなかたちで、今、維持管理をするためのその費用とかも、広告収入を使ってやるような流れも、大阪府でも例がありますし、そういうことも考えられたらどうかなと思うんです。

【事務局】

一般的なイメージで言うと昔の大型のデジタルサイネージって、すごく高輝度でフラッシュするようなものと考えていましたが。

【委員】

そうではなくて、ある一定の輝度に抑えながら、輝度も昼と夜でちょっと変えてですね、当然今のものはできますので。

【会長】

エリアマネジメント入られますよね。そういうのを期待して、少し書きぶり変えるってのはあるかもしれない。

【事務局】

サイネージが広告の集約化につながり、サイネージを推奨するのであれば、先ほど言いましたようにちょっと高輝度でフラッシュするような、あんなイメージにならない物をどう基準に入れていくかということになります。

【会長】

地域の価値を上げるような運用してくれるかどうかというところですね。割とそういう先進的なやつはやっぱり入れた方がいいでしょうね。

【委員】

大きな都市の地域のそういう開発をされているところではそういうのは入ってますね。今はまだまだ少ないですけど。

【委員】

統一したマネージメントができるアドバイザーのような、広告も含めてできるようなかたちの方がいらっしゃれば、それが一番いいかなと思います。そうすれば、賑わいを作りながら落ち着いた整理をして、色に統一感とか、色はバラバラでも統一感を出すことで、全然変わります。

色に関しても、やはり彩度の高いものが駄目だというのではなくて、彩度の高いものでも日本の伝統色で綺麗な赤とかいろいろな色がありますので、そういうものを例えば10分1とか20分の1までだったら大丈夫ですよとか、そういうかたちでうまく活用できるような計画が良いかもしれません。

【委員】

埋蔵文化財とか歴史とか何か地域性みたいなもの、駅前の再開発はみんなどこでも賑わいで同じようなものだし、そういう独自性みたいなものを何かここで表現されるとかをどうしたらできるのか。

【委員】

縄文時代のサヌカイトがこの道路開発の時に出てきた。

【委員】

摂津市は文化財の展示の施設、博物館みたいながないですね。

例えば、他の商業施設とかで、百貨店とかなんですけど、壁の大理石にね、実はここにアンモナイトが入ってるみたいなのってあるじゃないですか。

自然と調和するような素材を用いて、みたいな中に、例えばその壁面に、土器みたいなものが埋まってる。主張するわけではないが、そこに埋まってて、そこに説明が書いてある。床や柱に歴史的なモチーフがデザインの中に入ってるみたいなものがあれば、良い商業施設になると思う。

【委員】

主張するのではなく、こんなところについていう仕掛けがあれば。

【委員】

この辺りも、明和池遺跡で実は土器がたくさん選別されてて、不良品の土器が山ほどある。それが今実は摂津市で保管されています。

【委員】

ほっておくと賑わいづくりとか、綺麗な道路をつくりましょうという、結局どこの駅前再開発も同じようなお店も同じようなのがあるじゃないですか。再開発したけど見たことあるなというものになるともったいない。とっかかりがあれば、そういうものを上手く使えと。

【事務局】

特性をどう出すか。歴史の文化財の話もありますし、当然この千里丘という過去の歴史もいろいろありますので、それ以外に周辺環境もいろいろ違いますので、その地域特性をどう取り入れるかというのは、確かにこの景観の一つのキーワードになってくるのかなというふうに思いますね。

確かに景観基準の中でも、地域特性を活かすということが書いていない。思いは当然あるんですけども。ただ、歴史をそのまま書きなさいというとなかなか、景観と繋がらない部分もあるかもしれません。

【会長】

基本方針のところとかいいかもしれませんね。

【事務局】

この都市景観形成地区を冒頭見ていただきましたけど、基本的には都市景観形成基準はこの敷地の中にかかるものですけども、地区としては公共空間も一体となった地区指定なので、我々公共空間をつくる上でもこの基本方針は我々も意識していかなければいけないかなと思ってます。できることできないことがありますけど、その地域特性を生かすということは十分意識して作っていかなければいけないかなというふうになります。

そのあたりのフレーズは少し基本方針の方でも入れるかたちで考えていきたいなと思います。

【委員】

窓面広告の例について、市役所6Fの教育委員会の例は良い写真として載せているのか、これはどういうことですか。

【事務局】

単なる窓面広告としての例です。今回は内側から貼ったものも対象とするという意味です。

【委員】

広告物は屋外と屋内で区別されていて、一般的には屋外広告物が規制の対象だが、今回の窓面広告については屋内も広告物というかたちで規制をかける。

屋内は規制対象になってないところが多いですけども、やはり見えるものなんで、その見せ方というのはですね、うまく誘導できるようなかたちがとれたらいいと思います。

**【委員】**

用紙に一文字ずつ印刷して、この様なものは、おしゃれな商業施設では雰囲気落ちてしまう。

**【事務局】**

この見え方だと、窓全体に紙を貼っています。結局ここに記載している閉鎖性・圧迫感というのは、このように、白の背景の上に小・中学校の「小」の文字があったときと、背景なしで「小」の文字があるときと、白い背景があるこの写真で考えてみても、多分全く感じ方が違うと思います。

結局、商業地域なので、窓面広告自体を出すというのは、商業としての賑わいの、非常に厳しいところあると思うんですけども、例えば私が言ったような、少し出し方を工夫して、閉鎖性とか圧迫感を軽減するところを配慮してもらっただけでも、かなり景観的により有効に働くんじゃないかというふうに思っておりますので、この広告の出し方がいいかどうかでいうと、圧迫感は若干感じる出し方じゃないかなというふうには評価できるかなと思います。

おしゃれなところは、多分ですけど、あのようにベタッと張ってるような感じじゃなくて、本当に必要なものを、上手に貼っているのをイメージされてるんじゃないかなと思います。

**【委員】**

この基本のカラーとは別なんでしょうか。

YRはそれに沿うような広告もあっていいのかなということですか。

**【事務局】**

YR自体はどちらかというと建物全体の色で、広告物の色は、この色にしかダメとは縛れないと思うんですけども、今おっしゃられましたように、この基準にもある周囲との調和を考慮というところ、建物がこんな雰囲気のものだから、広告はその調和を考慮してこんなふうに、というのは指導していければなというふうに思っています。

Y、YR系というと落ち着きあるようなイメージの外壁になりますので、賑わいは当然あるけど落ち着きのあるところでは一定誘導していきたいというところではあります。その中でどれだけ賑わいを出していくかというところかなと思います。

**【会長】**

Y、YR系はごく一般的ですけど、摂津市の色とかを調査されたりしたことあるんですか。建物は大体何色が多いかということとは。

**【事務局】**

摂津市の色をまち全体で調査というのはやってはおりませんが、すでに都市景観形成基準を定めております南千里丘と吹田操車場跡地と、見ていただように、どちらもY、YR系のベースカラーを指導した上で実施しておりまして、我々としても都市景観形成地区の色合いとして、その2地区に関しましては特に問題ないと、落ち着きのある色ができているのではないかと考えております。それを踏まえ、今回の千里丘の都市景観形成地区としても、このY、YR系が望ましいのではないかと、ということで基準案としてお示しさせていただいてるものでございます。

【会長】

箕面市みたいに例えば後ろが山だったりすると、場合によっては山に溶け込むように少し暗めにしてくれとか、後ろが空ばかりの建物だったら、少し明るめにして、あんまり威圧感出さないようにするんですよ。摂津市の場合は割と平たいままなので、基本後ろが空だと思って考えるということですかね。

【事務局】

どちらかというとおっしゃるとおり、箕面市さんのように箕面山系のような眺望を考慮するよりは、やはり平場で見たときの街並みかなと思います。

【会長】

そうすると向こうは明度のことを気にされる。色が何色かということより、明るさを。摂津市の場合は色味で勝負するということ。

【委員】

壁面広告の5分の1というのがどんなものかちょっと知りたい。

【事務局】

5分の1というのがどれぐらいの大きさなのか、イメージを用意しております。

【事務局】

実際の建物ですが、いわゆる集約化の例でもあるんですけど、これで5分の1くらいとなります。

【会長】

これ分節化の例でもあるんですよね。真ん中にガラス入ってますよね。ガラスがあって一面大きな壁にならないように工夫されている。下と上で色を変えている。手前に街路樹がありますけども、後ろは木が映えるように少し暗めにされている。緑が出てきたときには、後ろが白すぎて目立たないようにされている。

【委員】

切り文字の面積は面として算出するというのは、スライドでいうと、上3例ですか。

【事務局】

例えばこれでしたら、面として算出するというのは、縦横で四角としてみなすということです。切り文字部分の純粋な面積では算出しません。

【事務局】

過去に文字の長さに、文字の幅で切り文字の面積を計算してきた業者さんもいらっしゃいましたので、それは違うということで、広告としては、四角で囲んだ部分が広告であり、誤解を招かないように規定いたしました。

**【会長】**

基準があれば、いろいろ設計者も考えますよね。

そういうことで、いろいろ意見が出たんですけど、私がちょっとメモ書きしたものでいうと、最初に出たのは南面のしつらえということで、正雀停車場線のしつらえも気にしてほしいということで、それに応じた記述ですね。ご検討いただきたい。

それから、広告がずいぶん出ましたので、これを検討していただきたいんですけど、もう少しデジタルサイネージなどで、いい事例がいっぱい出てきているということなので、委員から事例を紹介していただけるということです。

そういう新しいものをうまく取り入れた開発になるよう、少しこの書きぶりをご検討いただきたいなと思います。

それから、歴史の活用というのがありました。どう使うかはもうこれ設計した事業者次第なんですけれども、基本方針のところに、特に大規模開発ですので、過去の履歴を消すような開発でもあるので、ぜひこれまでの経緯とか歴史は大切にというようなことを盛り込んでいただきたいなと思います。

あと一つ気になったのが床面などのデザインの話は記載しますか。公共空間どういたしますか。ロータリーの部分だとか、歩道の部分ですね。結構そのデザインで街の雰囲気が変わるので。

**【事務局】**

公共空間も、この基準にある程度沿うかたちにはなってくるとは考えています。

**【事務局】**

委員おっしゃられますように、公共空間に対しての景観誘導というところも一つこの中に盛り込んでいくのか、一方で逆にこの基本方針という中身と、この都市景観形成基準を意識した公共空間づくりをしていくというところで、我々に対して景観審議会からのご意見として、やっていくというやり方もどちらもあるかなと思っております。

ある程度雰囲気が調和するようなものにはしていきますし、意識して素材は選定する予定でございます。

**【会長】**

少し気になっているのが、こういうのだと塗装剤作られてる業者さんの提案が、かなりチラチラしたいろんな色のインターロッキング混ぜたようなものが出るんですけど、それをやるとこういう賑わい空間みたいのところだと、主人公である人間なんか、カラフルな色の服を着てたりするので、邪魔なんですよ。

だから少しそこを歩いている人が主人公になれるような色というか、パターンにしてくれとか、そういったことを本当は言いたいところなんですけど。

審議会だとかここで言える部分だと、もっと理念のようなかたちですよ。こっちで書いた方がいいのか。市として意見を聞いたというか、付帯意見みたいなかたちなのか。何年か経つと更新時期を迎えて、変えなきゃいけないところも出てきますよね。

そういったときに、当時の理念を確認した上で、次どうするのかというのを取り組んでほしいなということもありますので、何か記録の残し方として。

**【事務局】**

多分いろいろなやり方がありますが、今おっしゃられたように、この景観審議会のほうでいろいろと出たご意見等も十分意識して、公共空間のデザインを設計していかなければいけないと思っておりますので、どういふかたちでこれを位置づけていくかと、次回審議会までに議論させていただきたいと思います。

**【会長】**

その他、言い忘れたことなど、皆さんございませんか。  
事務局から聞いておかなきゃいけなかったことなどはないですか。

**【事務局】**

デジタルサイネージの好事例等があるというふうにお聞かせいただきましたので、その上で、どういったかたちでデジタルサイネージに対しても、何か誘導ないし規制をしていっているのかとか、もしそういう事例等があれば、教えていただければと思います。

**【委員】**

国内の部分と、海外の部分をお示しさせていただく。  
海外のものは新都市っていう機関誌に寄稿したことがあるので、その内容もお送りします。

**【会長】**

その他いかがでしょう。  
文章などを読んでいてちょっと気になるというようなことがあったら、ある一定期間までに受付ということはありません。

**【事務局】**

先ほども申し上げましたように次回、審議会は8月末ごろ開催予定ですが、今回初見でいろいろ見ていただいて街のイメージもお話さしてもらいましたけども、もしまた見ていくうえでいろいろご意見ありましたら、一度我々事務局のほうで預かりまして、会長ともご相談しながら進めたいと思っておりますので、次の審議会の予定で言うと、7月中ぐらいをめどに、ご質問ご意見等をいただいて、それを元にまた若本会長と相談して次の審議会でどういったかたちで基準の変更案を出すかというのを調整させていただきます。

**【委員】**

ちょっといいですか。壁面広告とかの話いっぱい聞かせていただいたんですけど、店の前に出すような広告っていうんですかね、看板っていうのかな。貼ってる看板ではなく、出し入れする看板の話とかはどこかで規制してるんですか。

**【事務局】**

基本的に広告物というものの自体が地面に定着するものと、恒常的なものというものをイメージしています。  
いまの話でしたら、多分看板を出したり戻したりみたいなことになると思うので、そもそも対象になりません。

**【委員】**

ああいうのに関してはこの中では規制の対象にならないっていうことになる。  
それはでも、建物的にそういう規制ってあんまりかけたりしないものなんですかね。

**【会長】**

建物の管理規約みたいなものだとか、あとテナントさんが入られるんだったらその賃貸借の契約の中で、きっとそういうルールがあるというのを示して、それに沿ってみんなで運営しようということになると思います。

**【事務局】**

そこはもうエリアマネジメントの話になってくるかなと考えてます。

**【会長】**

基本的に資産価値を維持、向上させるためのマネジメントが入るようなので、その中で適切と思われたことをされると思います。そうでなかったら消費者として意見ということです。

ということていろいろな段階でそれぞれ取り組みが少しずつ変わってきたり、詳細になったりしますので、そのようにご理解いただければなと思います。

そうしましたら、日程でいきますと、また後日ご意見いただく機会というか受け付けるということですので、一旦3番目の説明ですね、ここは以上にてしまして、その他につきまして、事務局から何かあればお願いします。

**【事務局】**

先ほどの説明の中でもありましたけれども、次回の審議会は、8月末ごろを予定しています。

また日程調整は早めにさせていただきますのでよろしく願いいたします。それから先ほどから出てます意見についてでございますけれども、7月中をめどに我々の方にいただければと思います。

メールを一旦お送りします。そこに、ご返信いただくとか、ご意見は電話とかでいただいても構わないと思いますので、一旦メールでそういうふうにごさせていただくということをお願いいたします。

以上でございます。

**【会長】**

ということで、皆さんも今日もお忙しいところ、ありがとうございました。

次回もぜひ、皆さん出席していただいて、いろいろと良い議論ができればなと思います。今日、摂津市さんが模型を用意していただいて非常に円滑に議論が進んだかなと思います。いろいろなアイデアも出ました。割とルール作りというのはつまらない話し合いもいっぱいあるんですけど、こうした方がもっといいんじゃないかという議論もできたかなと思います。皆さんこの調子で次回もお願いします。

本日はお疲れ様でした。

ありがとうございました。